

より緊急議案又は議事日程変更の動議成立のときはその順序を変更することができる。

(構成員の発言)

第8条 総会又は総代会における発言は、その構成員でなければ行うことができない。

2. 発言を行おうとする者は予め文書をもって通告するか、又は挙手によってその意思を表示し、議長の許可を受けなければならない。

3. 発言にあつては必ず所属支部名及び氏名を告げるものとする。

(構成員の質問又は意見)

第9条 構成員は議長の議事運営に対し、質問又は意見を述べることができる。

2. 議長は前項の質問又は意見に対し、答弁又はこれに応ずる措置を講じなければならない。

(提案者の発言)

第10条 議長は提案の説明をするために提案者の発言を許さなければならない。但し、簡単なことで総会又は総代会の承認を得たときは省略することができる。

(議案の質疑及び討論)

第11条 構成員は議案に対して自由に質疑及び討論を行うことができる。

2. 議長は質疑が終了したと認められたとき、又打ち切りの動議が成立したときは質疑を打ち切り討論に入る。

3. 議長は討論が終了したと認められたとき、又は討論打ち切りの動議が成立したときは討論を打ち切る。

(採決)

第12条 議事の採決は総会又は総代会に諮り、挙手、起立、又は無記名投票のいずれかによって行う。

2. 採決の為の無記名投票を行うときは、議長は総会又は総代会に諮って投票管理委員3名を選任し、投票ならびに開票の管理にあたらせるものとする。

(専門委員会)

第13条 総会又は総代会は特定の議案又は事項について専門委員会を設け、これに審議を付託することができる。

2. 前項の審議を附託せられた専門委員会は、当該委員会における審議の経過と結果を総会又は総代会に報告し、その承認を得なければならない。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更は理事会において、出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第15条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は平成9年4月28日第1回理事会の議決により一部変更する。

3. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により一部変更する。

◎役員選挙選任規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第45条、第48条及び第74条に規定するところによる。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の役員選挙選任については、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(選挙の定義)

第3条 役員を選挙するときは単記無記名投票によって行う。

(選任の定義)

第4条 役員を選任するときは前条の方法によらず、選挙を除く他の方法をもって行う。

(役員選挙選任)

第5条 選挙における投票は単記式無記名投票による。

2. 有効投票の多数を得たる者を当選人とする。得票数が同数であるときはくじで当選人を定める。

(無効投票)

第6条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1) 所定の用紙を使用しないもの
- 2) 訂正してあるもの
- 3) 判断が困難なもの
- 4) 第5条第2項の定めによらないもの

(理事の役職の互選と承認)

- 第7条 理事に当選した者は定款第48条の規定により役職を互選する。
2. 前項の規定により選挙するときは第5条第2項及び第6条を準用し、当該役職が複数の場合は連記式無記名投票により得票多数の者より順に選出する。
 3. 前項における連記は当該役職数とし、同一氏名を複数記入した投票用紙は無効とする。
 4. 当該役職に対して立候補者又は被推薦者が定数の場合は、出席理事の過半数の承認をもって選任する。
 5. 前3項における選挙選任の管理は監事がこれにあたり、決定された役職及び氏名を総代会に報告する。
 6. 定款第48条に規定する以外の役職については、理事長がこれを選任する。

(規格外事項)

- 第8条 この規程に定めのない事項については、その都度総会又は総代会の承認を得て運営するものとする。

(規程の変更)

- 第9条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

- 第10条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。
2. この規程は昭和45年5月20日第8回通常総会の議決により一部変更する。
 3. この規程は平成9年5月26日第35回通常総代会の議決により一部変更する。
 4. この規程は平成12年4月3日第1回理事会の議決により一部変更する。

◎理事会及び常任理事会運営規程

(規程の準拠)

- 第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第54条及び第57条の運営につき、第74条に規定するところによる。
- 第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の理事会の議事は、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(議題)

- 第3条 理事会の議題は理事長において発案する。
2. 各理事は自己の意見を議として提案することができる。但し、この場合は予めその趣旨を理事長に通告しなければならない。
 3. 出席理事の3分の2以上の同意を得たときは、議長は予め通告した以外の事項を議題とすることができる。

(議長)

- 第4条 理事会の議長は理事長がこれにあたることを原則とするも、理事長が指名した理事の一人が理事長に代わり議長になることができる。

(成立の特例)

- 第5条 理事会が定足数に達しなかったとき、及び緊急を要する議題の場合は、常任理事会において議決し執行することができる。
2. 前項の場合には次の理事会において追認を求めなければならない。
 3. 常任理事会とは常務理事以上をもって構成する。

(代理)

- 第6条 病気その他やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、証明書を持参させた支部役員を代理人として出席させることができる。但し、代理人は議案について当該理事の意見を代わって述べることができるが、議決に加わることはできない。

(理事会の権限)

- 第7条 理事は理事会において決定した事項について、その具体的細目を定め業務の執行を決定する。
2. 理事会の議を経ていない事項について、緊急の場合で理事会を招集するいとまのないときは、執行部会の決議により理事の責任においてこれを執行することができる。
 3. 業務執行については別に定める業務執行規程による。

(専務理事及び常務理事)

- 第8条 専務理事は事務局を管理し、その庶務全般を掌理すると共に事業運営の円滑な推進と発展に努める。但し、事務局長が在任する場合はこれを選任しない。
2. 常務理事は組合業務を分掌する。

(監事の出席)